相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋郡宝達志水町北川尻キ一六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　河内　哲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

金沢市兼六元町一番一三号杉本ビル二階　相続財産管理人　俣田　明佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県榛原郡吉田町住吉一八六六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松浦　敏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

静岡県島田市大川町八番の一三　島田みらい法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鳥居　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市福島区吉野一丁目一一二番地、最後の住所大阪市福島区吉野一丁目一〇番三号　被相続人　亡　松井　光幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

大阪市北区西天満六丁目七番四号大阪弁護士ビル四一一　相続財産管理人　弁護士　坂東　功一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区吉田町一丁目四八番地、最後の住所神戸市灘区神ノ木通三丁目二番一〇号　ボヌール神ノ木一〇一号室　被相続人　亡　前田　澤枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

神戸市中央区多聞通二丁目一番一〇号第二法友会館三階　かけはし法律事務所　相続財産管理人　伊藤　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市天王寺区南河堀町七一番地、最後の住所奈良県奈良市西登美ヶ丘六丁目五番八号　被相続人　亡　柴田　啓一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

奈良県奈良市高天市町一一番地高天飯田ビル四〇一号室　相続財産管理人　弁護士　中川　和男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市倉橋町七二〇一番地二、最後の住所山口県防府市惣社町一番三―八号レトア惣社一〇一　被相続人　亡　小松　賢悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

山口県山口市黄金町五―九第二法曹ビル三階　相続財産管理人　猪俣　俊雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区南久宝寺町一丁目一番地、最後の住所高松市常磐町二丁目六番地一二　被相続人　亡　守田　直子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

高松市丸の内五番一六号　間島ビル一階　相続財産管理人　弁護士　伊藤　雅啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県名護市字屋部五八四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮城　太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

沖縄県那覇市首里大中町一丁目四番地―二〇二号　相続財産管理人　普久原一男

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十五年五月九日

一、墳墓等所在地　神奈川県鎌倉市大町一―一五―一

一、墳墓等の名称　妙本寺墓所

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳、中村治三　中村正弘　中村紀男　他氏名不詳

一、改葬を行おうとする者　神奈川県鎌倉市大町一―一五―一　宗教法人妙本寺　代表役員　早水　日秀

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　ＡＲＭＳ株式会社　愛知県刈谷市一里山町東吹戸一一番地

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十五年五月九日

愛知県刈谷市一里山町東吹戸一一番地　ＡＲＭＳ株式会社　代表取締役　鳥山　英行

本店移転についてのお知らせ

当社は、平成二十五年四月三十日をもって本店を移転しましたので、ここにお知らせ申し上げます。

記

一、新所在場所　東京都中野区中野四丁目一〇番二号　中野セントラルパークサウス

二、旧所在場所　東京都中央区新川二丁目九番六号　キリン本社ビルアネックス

平成二十五年五月九日

東京都中野区中野四丁目一〇番二号　中野セントラルパークサウス　キリン物流株式会社　取締役社長　小瀧　正美